

平成28年度 第1回愛知県特別支援教育連携協議会 議事録

日時 平成28年8月23日(火)

午前10時から11時35分まで

会場 東大手庁舎 2階 研修室A

1 開会

2 教育長挨拶

本年4月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害を理由とする差別の禁止等が示された。共生社会の形成に向けて、障害のある人も障害のない人も共に学ぶインクルーシブ教育システムを構築することが大切であり、これまで以上に特別支援教育の推進が必要となる。

本県においては、本年度も幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導及び支援が、さらに充実し推進されるよう、「愛知県特別支援教育推進計画」に基づき、特別支援教育の充実に向けて取り組んでいる。

このような中、乳幼児期から就労期まで一貫した支援を充実させるためには、福祉、医療、労働等の関係機関と連携した支援こそが重要であり、本日のこの連携協議会は、重要な役割を果たすものと考えている。

3 会長挨拶

平成26年1月に、障害者の権利に関する条約に批准し、本年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行された。障害のある人が頑張るという時代から、障害のある人も障害のない人も一緒になって社会をつくっていこうという時代になってきた。その流れの中で、教育や福祉、医療、労働等の関係機関が連携していくことはとても大切なことであり、この会の重要性を感じる。

7月1日に、豊田市こども発達センターの高橋先生と話す機会があった。これからは乳幼児期から学校卒業後に至るまでの時期に加え、成人期や就労にまで目を向け、課題に対応していくことの必要性が挙げられた。また、外国籍の障害のある子どもや保護者の対応についても考えていくこと、さらに、現在「手話言語条例」が様々なところで制定されていることも含め、社会全体として特別支援教育について考えていかなければならないことが話題となった。本協議会では、乳幼児期から成人期や就労に向けた一貫した支援の充実のためには、教育や福祉、医療、労働等の関係機関がそれぞれの立場で意見交換することが重要になる。活発な議論をお願いしたい。

4 副会長挨拶

県総合教育センターでは、センター条例に基づき、名古屋市を除く公立の幼稚園、小・中学校、高等学校の先生方を対象とした法に基づく研修事業を中心に、研究事業はもとより、特別支援教育に関する研修・研究も行っている。また、支援が必要な子どもへの相談事業も行っており、保護者の了解を得て、関係機関と連携して進めているところである。

センターにおける特別支援教育関係の動向としては、愛知県特別支援教育推進計画を

受けて、特別支援教育の定着を図るための研修を継続的に取り組むとともに、本年度より新規事業に取り組んでいる。三点を紹介する。

一点目は、特別支援教育の観点を踏まえたユニバーサルデザインの授業に関する講義である。授業では、分かる授業・魅力ある授業が必要不可欠である。小・中学校、高等学校の初任者研修の項目に位置づけて進めている。また、この4月からいわゆる「障害者差別解消法」が施行されており、事務職員の研修においても、発達障害についての理解や合理的配慮等についての研修も実施している。

二点目は、特別支援教育課と共催で8月2日と22日に「通常の学級における特別支援教育」というテーマで特別講演会を二会場で開催した。本年は申込者数625名全員が参加した。特別支援教育の確かな理解を促すものと確信している。

三点目は、新規事業として、地域の特別支援教育力向上をねらいとしたコンサルティング事業に着手した。今後、支援が必要な子どもを地域が育てていくといった共生社会の実現につなげていけたらという思いで進めている。

最後になるが、この連携協議会のご意見が、今後、愛知の特別支援教育の道しるべとなり、共生社会の実現に向けて、笑顔あふれる教育へつながることを期待している。

5 議事

〔報告事項〕

(1) 平成27年度愛知県特別支援教育連携協議会の経緯について

(2) 平成28年度愛知県特別支援教育体制推進事業について

―資料2～3により事務局より説明―

会長 質問はあるか。

委員 (なし)

(3) 平成28年度発達障害関連事業の事業内容について

―資料4により事務局より説明―

会長 質問はあるか。

委員 (なし)

(4) 平成28年度特別支援学校の生徒に関わりがある県事業について

―資料5により事務局より説明―

会長 質問はあるか。

委員 就業促進課よりインターンシップについて説明があったが、これは従来、特別支援学校の生徒が参加するという形で行われている。発達障害者支援法が改正され、専修学校も支援することとなっている。専修学校の生徒は、一般的には知的な遅れがほとんどない方が多く、卒業後には就労支援を受けたり専門学校に進学したりする方が多い。専修学校や普通高校の生徒を対象としたインターンシップを考えられないか。また、職業訓練コースの新規設置についても知的障害者を対象としているが、発達障害、例えば精神障害で手帳を取得した方が受けることはできないか。

委員 具体的には検討していない。これまでは知的障害の方が県内で働くことができる職域を広げていくという動きであった。現状として10所属、11名の受け入れであり、受け入れ体制を整えるのは難しい。しかし、法改正も踏まえ、専修学校や普通高校の生徒が就職をしていく上でインターンシップ事業は必要であるため、検討していきたい。

委員 豊川の愛知障害者職業能力開発校は精神障害の方も入校している。今後、拡充する名古屋と岡崎については、当面は知的障害の方を対象とした職業訓練コースの拡充と考えており、精神障害の方を対象として拡充する予定は今のところない。

委員 発達障害の方の中には、手帳が取得できずに、職業訓練コースに入るのが困難な方々がいる。職業訓練コースの対象に発達障害の方を入れてほしい。

委員 これまで愛知障害者職業能力開発校は豊川にしかなく、愛知県北部、知多、西三河から通うのは非常に困難であった。今回、岡崎と名古屋にできたが、定員が10名あるいは15名である。学校の近くに寮をつくり、そこから通えるようにできると、障害者が利用できる環境が整う。将来的に考えてほしい。

委員 名古屋と岡崎については、従来に比べ交通の便はよくなっているので、基本的には通っていただきたい。そうしたニーズがあるということは受け止めておく。

(5) 愛知県特別支援教育推進計画の進捗状況について

(6) 小・中学校における特別支援学級の設置状況及び視覚障害者等の就学状況について
—資料6～7により事務局より説明—

会長 質問はあるか。

委員 (なし)

〔協議事項〕

特別支援教育の推進のために、各関係機関のさらなる連携強化をどのように図っていくのか

○ 特別な支援を必要とする子どもたちの幼児期から就労期までを見据えた指導・支援をさらに充実させるための地域と密着した体制整備について

—協議のポイントについて事務局から説明—

会長 幼児期から就労期までを見据えた子どもの支援ということで、委員の皆様方から様々な意見をお願いしたい。

委員 幼児期から就労期までを見据えた支援となると支援情報の引継ぎがポイントとなる。支援情報の引継ぎで大切になるのが個別の教育支援計画だと考える。三河地区のことについて二点話しをする。

一点目は、個別の教育支援計画の活用についてである。子どもたちを理解するためには、家庭と学校との共通理解は欠かせない。生育歴や療育、医療等との関わりについて把握しておく必要がある。また、校内でもその子の特性や成長を記録し、全職員が共通理解のもとでその子の支援や指導に当たっていくことも大事なことであり、これらのことを個別の教育支援計画に記録している。担任等は、保護者と話をする際、進学する際、関係機関と連携を図る際に、この個別の教育支援計画、個別の指導計画を活用している。本市は合併した際に、個別の教育支援計画の様式を統一した。また、本年度、市教育委員会から新たな様式が示され、合理的配慮に関する記載事項を新たに設けている。

課題としては、幼児期から小学校、中学校から特別支援学校高等部または高等学校への連携がまだまだ十分ではない。

二点目は、個別の教育支援計画に対する保護者理解についてである。昨年度、三河教育研究会特別支援教育部会の夏期研修会で、「個別の教育支援計画を前にして、保護者と学校とで支援方法を考えたり、指導の歩調を合わせたりすることができた。また、保護者から『中学校に確実に情報が伝わるのでありがたい』と言われた。これは、保護者との面談で、個別の教育支援計画の作成・見直しを通して、保護者と率直に話し合い、どのような支援が必要か一緒に考えることができたからである。」という報告があった。三河地区全体でこのような姿を目指していきたい。

会長 縦のつながりの中で、個別の教育支援計画を活用することの大切さについて話があった。また、個別の教育支援計画の活用が、保護者と教師の相互理解を深めていることも分かった。

委員 県立高等学校の取組を紹介する。本校は特別支援教育コーディネーター研修担当校でもある。本年4月に同じ地区の特別支援学校中学部から肢体不自由の生徒が入学してきた。日ごろは車いすを利用して生活している。特別支援学校中学部の教師とは入学前、そして入学後も頻りに情報交換をしている。本校の教職員も機会あるごとに特別支援学校からいただいた情報等を確認することによって、少しずつ理解を深めている。当該生徒は、1階で授業を受けているが、音楽室が4階、理科室が3階にあるため、移動が難しい状況にある。そこで、遠隔授業ができるシステムを活用している。現在、音楽の授業は、当該生徒以外は音楽室で受け、当該生徒は教室でパソコンを通じて授業に参加している。

また、特別支援学校での勤務経験のある方を特別支援教育支援員として配置しており、本校の教職員も安心して職務に取り組んでいる。5月、6月に十数回、本校の教職員を対象に特別支援教育支援員によるトイレ介助等の研修を行い、ほぼ全教職員がその研修を受けた。研修を通じて、当該生徒への理解、肢体不自由生徒への理解が深まった。当該生徒は入学した頃は表情が硬かったが、同じクラスの生徒の支援もあり、時を重ねることによって、非常に表情が柔らかくなってきている。保護者も安心しており、周りの生徒の保護者からも「一緒になって、いろいろなことを学ぶよい機会になった。」という声があった。

会長 情報の引継ぎに加え、専門家の協力により教員の専門性の向上や保護者理解が得られた事例である。

委員 年々、発達障害のある子どもが増えてきている。保護者と相談するにあたり、3歳児の段階では、障害であるのか発達が未熟であるのか判断しづらく、保護者との対応に配慮を要する。保護者には困った子ではなく、実は子どもが困っているのだという認識で、早期の対応の必要性を伝えている。保護者との共通理解のもとで指導や支援をしていく難しさと大切さを強く感じる。

また、子どもが将来、社会でどのように生きていくのかを不安に思っている保護者は多い。発達障害のある子どもが社会の中で安心して生活していくことができるために、発達障害のある子どもとの接し方や周囲の人たちの意識改革について、幼児期から指導の充実を図ることが大切である。

会長 保護者の気持ちに寄り添いつつ理解を深めていくための手だてや共生社会に向けての手だてについて話があった。

委員 障害者差別解消法が施行され、共に学ぶということで、通常の学級にも発達障害、自閉症スペクトラムの子が多く在籍している。その中で、例えば、板書を写せないという子どもをもつ保護者は、板書をスマートフォン等で撮らせてもらうなど、保護者側からどのような支援をどこまでお願いをしてよいのか悩んでいる。どうしてあの子だけ支援を受けているのかと思われることも気に掛かる。障害者差別解消法が施行されて以降、市町村の合理的配慮について報告があるか。

幹事 肢体不自由の子の移動等に関する事例について聞いている。

会長 市町村におけるネットワーク作りに関する意見を願います。

委員 本市の連携協議会を紹介させていただく。障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた教育的支援を行う特別支援教育の推進を図る目的で平成19年4月、特別支援教育が始まったときから市で連携協議会を立ち上げ、毎年2回6月と11月に開催している。参加者は、小・中学校の校長代表、教頭代表、特別支援教育コーディネーター代表、教務・校務主任代表、養護教諭代表、特別支援学校代表、臨床心理士、学校医等である。加えて、各小・中学校の特別支援教育コーディネーターがオブザーバーで参加しており、市内全体で情報を共有すると共に、特別支援教育コーディネーターの育成に役立てている。

協議内容は、本市教育委員会の特別支援教育に関わる取組、発達支援に関する各関係機関の取組、幼保、小中、高等学校、就労先への情報提供、巡回相談、保護者支援の在り方等についてである。

会長 特別支援教育コーディネーターが数年で替わってしまうことや、特別支援教育コーディネーターの育成も課題である。

委員 市町村のネットワーク作りが、子どもたちの途切れのない支援のために重要であることは、どの市町村も理解している。平成17, 18, 19年頃は多くの市町村において連携協議会が立ち上がった。県の委嘱事業があったことも理由の一つだと思う。しかし、平成25年以降に連携協議会が新しく立ち上がった市町村は少ない。資料の第2回市町村特別支援教育推進者資質向上研修の中に、自立支援協議会や子ども子育て支援委員会等との役割を明確にしていけないと市町村のネットワークは機能しないとある。本教育事務所の管内は18市町があり、市町により4校から61校まで校数に差がある。一つのやり方で連携協議会を立ち上げてくださると依頼するだけでは、行政スケールも違い、うまく機能しない。一方、市町村の連携協議会でどういふことを、どのように進めていったらよいかが見えてこない。昨年度までは、地区の連携協議会を各教育事務所単位で行ってきた。市町村の情報を地区で集約し、県で検討し、地区へ還元してきた。それを発展的に解消するため、市町村特別支援教育推進者資質向上研修の回数を増やした。各市町村のスケールメリットに応じた連携協議会のモデルを提示し、それを集約し各市町村へ情報を知らせていくことが、各市町のネットワーク構築に向けて重要になると考える。機能している市町村の具体的な事例を発信してほしい。

委員 現時点で市町村に特別支援教育連携協議会が設置されていないところがどれくらいあるのか。また、自立支援協議会等と連携協議会の役割が明確化されていない市町村があるとするのであれば、市町村における特別支援教育に対する温度差が大きいと言える。連携協議会の推進のためには市町村特別支援教育推進者資質向上研修が大きな鍵を握っている。回数が増え、教育事務所にも協力を得ていることは評価できる。今後、この研修の内容を工夫し、市町村の規模による対応の仕方や会議の持ち方等も検討できるとよい。

会長 連携協議会の今後を見据えた貴重なご意見である。

委員 先程、話題となった保護者との共通理解について本校の事例を紹介する。入学時の段階で特別支援学級への入級を迷っていた児童がおり、特別支援教育アドバイザーや医療関係者との相談の結果、特別支援教育補助者を配置し、通常の学級での生活をスタートした。保護者には、日常生活及び授業の様子等についていつでも見ることができると伝えた。8月に特別支援教育アドバイザーも含めて再度面談を実施した結果、2学期からは特別支援学級で様子を見ていくことになった。保護者が学校での子どもの実態を理解したうえでの判断だと考える。子どもに合った学びの場を保護者と学校が連携して検討していった事例である。

会長 保護者への対応についての貴重なご報告をいただいた。これで、第1回の協議は終了とする。

6 学習教育部長挨拶

本日、幼児期から就労期までを見据えた子どもの支援、市町村におけるネットワーク作り、障害者差別解消法施行後の対応についてご協議いただいた。本当に進んできたという具体的な話やまだまだ課題があるという指摘など参考になる意見があった。今後の施策に生かすことができるよう検討していきたい。また、つながりプランについては、今後も関係部局と連携を図りながら、具体的施策を展開していきたい。進捗状況についても、本協議会において引き続きお伝えをしていきたい。

今後も、特別な支援を必要とする子どもたちの幼児期から就労期までを見据えた指導・支援をさらに充実させるための地域と密着した体制整備に向けて、皆様方の御支援・御協力を賜りますようお願いして、挨拶とさせていただきます。